

広島県精神科救急医療システム運営委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 広島県精神科救急医療システムの円滑かつ適正な運営を図るため、広島県精神科救急医療システム整備事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第3条の規定により、「広島県精神科救急医療システム運営委員会」（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 運営委員会は、実施要綱第3条に定めるもののほか、本システムの円滑な運営を行うために必要な事項の検討及び精神科救急医療体制の在り方に関する意見交換を行うものとする。

(組織)

第3条 運営委員会は、別表に掲げる関係機関及び団体で構成し、委員は知事が選任する。

2 運営委員会に会長1名、副会長1名を置く。

3 会長及び副会長は、知事が指名する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 運営委員会は、会長が招集し、主宰する。

2 会長は、運営委員会を総括し、代表する。

3 副会長は、会長が事故その他やむを得ない事由によりその職務を遂行できないときは、その職務を代行する。

4 会長が必要と認めるときは、運営委員会において委員以外の者の出席を求めることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月 7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7年 3月27日から施行する。

別表（第3条関係）

所属
広島県医師会
広島県精神科病院協会
広島県精神神経科診療所協会
広島大学病院
瀬野川病院
小泉病院
三原病院
福山友愛病院
こころホスピタル草津
国立病院機構賀茂精神医療センター
精神科救急情報センター
広島県精神保健福祉家族会連合会
広島県警察本部 人身安全対策課
広島県消防長会
広島市精神保健福祉センター
広島市健康福祉局障害福祉部精神保健福祉課
広島県立総合精神保健福祉センター
広島県健康福祉局